高知県軟式野球連盟学童部細則

(目的)

- 第1条 この細則は、高知県軟式野球連盟学童部(以下「本会」という。)規約第22条に基づき、本会に所属するチーム、選手に対する健全かつ円滑な運営等を目的とし、本会が細則として取り決めたものである。
 - 1. 勝利至上主義からの脱却及び選手ファーストへの移行
 - 2. 選手の将来をみすえた指導及び体調管理
 - 3. 選手への暴力・暴言・パワーハラスメントの撲滅
 - 4. 監督・指導者の資質向上及び育成のための継続的な講習会等の実施
 - 5,地域で野球を支える人材確保と人材育成

(大会及び事業)

- 第2条 本会は以下の大会の主催、後援及び共催事業を行う。
 - 1. 全日本学童軟式野球大会マクドナルド・トーナメント高知県予選大会 3月上旬
 - 2. サマーフェスタ8月末
 - 3. NPBガールズトーナメント高知県選考会及び全国大会出場支援 4月~
 - 4. 高知県スポーツ少年団交流野球大会(春・秋)※協力
 - 6. 井口資仁杯交流野球大会 9月下旬~
 - 7. U10、女子野球振興イベント等(U10強化5月~全国10月奈良県)※協力
 - 8. U12侍ジャパン日本代表選手県推薦選手選考及び強化(4月・5月)
 - 9. U12強化チーム他 10月~3月 ※協力
 - 10. 高知県少年野球春季選手権大会3月下旬 ※協力
 - 11. 各種野球教室・普及イベント等
 - 12. 社会貢献活動・障害者スポーツ支援・国際交流事業等
 - 13. 監督・指導者・チーム関係者・選手各種講習会(学童コーチ・公認指導者)
 - 14. 小中高連携した普及・強化活動
 - 15. 各種スポーツ団体との交流
 - 16, 東部春季小学生野球大会 3月 ※後援
 - 17, POPアスリートカップ高知県予選
 - 18, 各種県外派遺事業

(会員)

- 第3条 本会は本会規約第5条に該当するチームまたは個人で構成され、以下のいずれかに該当する。チームは原則、大会出場を目的とするチームは正会員とするが、大会 出場を目的としないチームは準会員とする。なお、年度内に登録変更をする場合は、 本会役員会で審議の上、決定通知する。
 - 1. 正会員とは、大会出場を目的とし、本会に趣旨に賛同し、運営に協力するとともに、各事業に参加の意志があるチーム・団体
 - 2. 準会員とは、大会出場を目的としない、また、部員不足等の理由により大会出場が困難であるチーム・団体で、本会に趣旨に賛同し、運営に協力するとともに、各事業に参加の意志があるチーム・団体
 - 3. 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同し、運営に協力するとともに、各事業に参加の意志がある、本会が適当と認める個人・団体

4. 特別会員とは、本会が認める役員・理事・審判員

(登録及び登録費)

- 第4条 本会に登録する団体・チームは、毎年2月末日までに、本会規約第7条第4項に記する指導者名簿及び本会の定める様式等で登録とあわせて登録費を収めること。新規登録、または、前年度未登録団体については、当会役員会で審議の上、登録を認める。
 - 1. 正会員一年額20,000円とする。本会主催及び共催の大会及び事業に参加が可能であり、本会が主催する講習会等の参加費を含む。
 - 2. 準会員—年額2,000円(個人登録料含む)とする。本会の主催及び共催する大会への 出場はできないが、本会が主催及び後援する事業には参加可能とする。本会が主催する 講習会及び事業に参加する場合は、別途支払いをすること。

なお、年度内に正会員へ登録を変更が認められた場合は、差額分を収めることにより、正会員となれる。

- 3. 正会員は登録完了後、公認野球規則及び競技者必携を進呈する。
- 4. 準会員は公認野球規則及び競技者必携は購入となる2,000円※希望のみ
- 5. 本会が主催する講演会や事業については別途定めがある時は、参加費を納めた上、 参加すること
- 6. 次年度に登録届けが無い場合は退会となる。 退会したチームが再び正会員になる場合は連盟で協議となる。
- 7.納入された登録費はいかなる場合も返戻をしない。

(大会)

- 第5条 大会とは、本会が主催・後援する大会をいう。また、大会については、第1条の 目的を考慮し、以下のとおりとするが、詳細は各大会規定に準ずる。
 - 1. 大会は予選リーグ、決勝トーナメント制とし実施すること。 また、3日間連続で試合を行わないよう、休養日を設けること。 大会運営上、予選リーグ制が困難な場合はこの限りではない。
 - 2. 投手の投球数は1日70球(4年生以下60球)とし、監督、コーチは厳重に管理すること。 ※新年度2月より4月以降の学年となる。
 - 3. 試合時間は1時間30分、低学年は1時間00分を目安とし、大会規定に準ずる。
 - 4. 原則、1日に出場できる大会は、選手の健康管理を目的とし、1大会とするが、 大会日程上やむをえない場合は、本会に申し出の上、実施すること。ただし、前述 の1日の投球制限を厳守すること。
 - 5. 監督・コーチ・選手・保護者から、審判に対する暴言や誹謗中傷があったと認められた場合は、チーム責任者として、監督に退場を命ずることがある。
 - 6. 夏季の大会実施については、大会期間中に休養日を設定する等、選手の熱中症対 策及び健康管理に十分に配慮したうえで実施すること。

また、冬季期間の1月1日から1月20日まで間、原則大会を実施または出場してはならない。実施または参加する場合は書面等をもって本会の了承をえること。 (大会自粛期間については、その都度通達する。)

(講習会及び資格等)

- 第6条 本会の正会員でチーム・団体は第1条の目的を達成のために、監督・指導者は継続 的に講習会に参加しなければならない。また、監督・代表者はチームの責任者である ことから、年に1回以上必ず参加すること。
- 第7条 本会の正会員でチーム・団体は、本会規約第7条第4項に記する指導者を置くこと。 資格を有する指導者がいない場合は、本会役員会にて協議を行う。その場合は、当年 中に資格取得を目指すこと。

(チーム運営)

第8条 本会は第1条に記する目的を実行するために、大会だけでなく練習等においても、 別途本会が示すガイドラインに準じた活動を可能な限り遵守することを目標とする。

(チーム登録)

第9条 新規にチームを組織する場合は、本会の事前に必要書類を作成し、事前審査を受けること。小学生によって編成されたチーム。学校区、地区、クラブチーム。

(罰則等)

第10条 本会は会員またはチームに以下の問題が生じた場合は、該当者または団体から事 実確認の上、罰則を与える場合がある。

(厳重注意・指導者資格停止・大会出場資格停止・謹慎処分・除名)

- 1. 予め定められた事項が遵守されていない場合、また、改善する意思が見られない場合
- 2. 暴力・暴言・選手へのパワーハラスメント等が認められ、改善の意思が見られない場合
- 3. 本会の活動に賛同せず、本会及び本会員の名誉を棄損したと認められる場合

第8章 規定等

(その他)

第11条 本細則に記されていない事項については、適宜、本会役員会で協議の上、追記する。

- 1.この細則は、2019年 4 月1日より施行する。
- 2.この細則は、2020年 2月15日より一部改正施行する
- 3.この細則は、2025年 2月1日より一部改正施行する